

地域間幹線系統確保維持計画（案）

令和6年6月25日
能美市地域公共交通協議会

生活交通確保維持改善計画の名称
令和7年度 能美市生活交通確保維持改善計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
能美市が単独で維持することが困難な地域間幹線系統のうち、国庫補助金の活用により、以下の系統を確保維持することを目的とする。 コミュニティバス「のみバス」連携ルート（日中）系統は、能美市立病院から北陸先端科学技術大学院大学までの区間を1日往復10便、区間距離最大24.0km（59分～64分）、乗車1回100円で運行し、沿線地域の住民の通勤・通学、通院等に利用され、必要不可欠な移動手段となっており確保維持する必要がある。 令和5年度から令和9年度までの計画期間で策定された「能美市地域公共交通計画」では、既存の交通網を生かした公共交通の充実と、高齢者や学生をはじめ、誰もが利用しやすく、安全で快適に移動できる環境づくりを推進することとしており、地域間幹線系統にあたる連携ルート（日中）を確保維持することは、本計画の目指す地域交通のあり方とも整合している。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
（1）事業の目標
利用しやすい運行時刻の設定による乗客数・運送収入の確保及び効率的な運営による運行経費の削減により対前年での経常収支率の向上を図り、かつ、運行と運行本数を維持することにより生活交通路線を確保する。 年間目標 コミュニティバスの年間利用者数 160,000人（令和9年までに190,000人） コミュニティバスの年間収支率 16%（令和9年までに19%）
（2）事業の効果
地域間幹線バス系統を維持することにより、地域で生活する移動制約者の生活に必要な不可欠な交通手段が確保される。 また、定量的な事業目標を導入することにより、①運行費用を抑制し、標準的な費用へ誘導すること、②効率的な運行を促進し、適切な受益者負担やサービス水準へ誘導することが期待できる。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・公共交通ガイドの作成（能美市） ・バスの乗り方教室（出前講座）の実施（能美市） ・バス停命名権、バス車内広告による収入源の確保（能美市、事業者）
4. 地域公共交通確保維持改善事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
別紙「表1」のとおり。

・運行予定期間 令和6年10月1日から令和7年9月30日まで
5. 地域公共交通確保維持改善事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
別紙「表2」のとおり。 ・毎月、能美市から運行事業者へ運行委託費を支払い、運行事業者から運行収入を受領している。 ・国庫補助金は、能美市地域公共交通協議会で受領し、能美市へ支払うものとする。
6. 協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要
該当なし
7. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
運行業務委託事業者：北鉄白山バス株式会社 系統名：連携コース（日中） 運行区間：能美根上駅～先端大学 能美市立病院～先端大学 能美市立病院～大口～先端大学 （1）公共交通ガイドの作成 ①取組内容 市内を通る公共交通（コミュニティバス、鉄道、路線バス、JAISTバス）を網羅した公共交通ガイドを作成し、利用者の方々に分かりやすい総合時刻表として公共施設に設置する。また、更新時には市内全戸へ配布する。 ②実施主体 能美市 ③定量的な効果目標 年1回の更新 ④実施時期 令和7年3月 （2）バスの乗り方教室（出前講座）の実施 ①取組内容 市民を対象としたバスの乗り方教室を実施し、コミュニティバスの利用促進を図る。 ②実施主体 能美市 ③定量的な効果目標 教室開催回数 年3回 ④実施時期 令和5年4月～ （3）バス停命名権、バス車内広告による収入源の確保 ①取組内容 バス停の命名権の販売やバス車内広告の掲載を募集し、収入源の確保を図る。 ②実施主体 能美市、事業者 ③定量的な効果目標 令和5年度収入 200千円 ④実施時期 令和5年4月～
8. 協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
該当なし
9. 車両の取得に係る目的・必要性
該当なし

10. 車両の取得に係る定量的な目標・効果	
(1) 事業の目標	
該当なし	
(2) 事業の効果	
該当なし	
11. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額	
該当なし	
12. 外客来訪促進計画との整合性	
外客来訪促進計画は未策定	
13. 協議会の開催状況と主な議論	
令和5年6月	令和5年度第1回能美市地域公共交通協議会開催 ・役員改選、予算・決算・事業報告・計画の承認 ・能美市地域公共交通計画について ・地域間幹線系統確保維持計画について(R6)
11月	令和5年度第2回能美市地域公共交通協議会開催 ・のみバス車両の移動円滑化基準適用除外について ・令和5年度辰口中学校冬季通学利用バスの運行について ・のみバスルート及びダイヤの見直しについて
12月	令和5年度第3回能美市地域公共交通協議会開催（書面） ・のみバスルート及びダイヤの見直しについて ・IRいしかわへの移管に伴うダイヤ改変への対応について
令和6年2月	令和5年度第4回能美市地域公共交通協議会開催 ・のみバス運賃・新ダイヤについて
令和6年4月	令和6年度第1回能美市地域公共交通協議会開催 ・役員改選、予算・決算・事業報告・計画の承認 ・地域間幹線系統確保維持計画の変更について(R6)
6月	令和6年度第2回能美市地域公共交通協議会開催 ・地域間幹線系統確保維持計画について(R7)
14. 利用者等の意見の反映	
令和4年度に調査事業で実施した市民アンケートや利用者アンケートの結果を踏まえ、コミュニティバスの利用しやすい運行ダイヤの設定、他の公共交通機関間の連携強化を図った。また、令和5年3月に能美市地域公共交通計画を策定し、公共交通の利用促進を進めると同時に、利用者の意見を聞きながら、今後課題解決を図る。	
15. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	石川県企画振興部新幹線・交通対策監室 石川県南加賀土木総合事務所
関係市区町村	能美市企画地域振興課、同土木課、同いきいき共生課

交通事業者・交通 施設管理者等	北鉄白山バス株式会社、北鉄加賀バス株式会社、 I R いしかわ鉄道株式会社、一般社団法人石川県タクシー協会
地方運輸局	北陸信越運輸局石川運輸支局
その他協議会が必要と認める者	能美市町会連合会、能美市老人クラブ連合会、能美市女性協議会、 能美市身体障害者福祉協議会、大学教授（学識経験者）、 北陸先端科学技術大学院大学

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）石川県能美市来丸町 1110 番地

（所 属）能美市企画振興部企画地域振興課

（氏 名）北野利晃 井出裕史

（電 話）0761-58-2212

（e-mail）kikaku@city.nomi.lg.jp